

平成26年12月17日

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部長

(公印省略)

地方公務員等共済組合法施行令の一部改正について（通知）

日ごろから、当共済組合の事業運営に関し、ご理解・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第365号）が平成26年11月19日に公布され、地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）の一部が改正されましたので、お知らせします。

なお、改正の概要は下記のとおりです。

記

1. 変更内容

- ①高額療養費の算定基準額（自己負担限度額）の細分化（別添1）
- ②出産費及び家族出産費の支給額の変更（別添2）

2. 施行日

平成27年1月1日

3. 留意事項

- ①高額療養費の算定基準額の細分化に伴い、限度額適用認定証の適用区分が変更となりますので、有効期限が平成26年12月31日までのものは有効期限が終了しましたら返納してください。
- ②出産費及び家族出産費について、給付額及び手続きについては従来どおりとなり変更ありません。

高額療養費の算定基準額（自己負担限度額）の細分化について

平成27年1月診療分から70歳未満の高額療養費の自己負担限度額の所得区分が現在の3区分から5区分へ細分化されます。

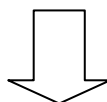
これに伴い限度額適用認定証の適用区分も変更となります。

最終の自己負担額については高額療養費の制度改正後も共済組合の附加給付がありますので概ね変わりません。

【改正前】～平成26年12月まで

適用区分	所得区分（給料月額）	自己負担限度額
A	上位所得者 42万4千円以上 （特別職 53万円以上）	150,000円＋（医療費－500,000）×1% 【83,400円】
B	一般所得者（上位所得者・低所得者以外）	80,100円＋（医療費－267,000）×1% 【44,400円】
C	低所得者（住民税非課税）	35,400円 【24,600円】

※【 】は、過去12か月以内に高額療養費が給付された月数が3か月以上ある場合の自己負担限度額



【改正後】平成27年1月1日～

適用区分	所得区分（給料月額）	自己負担限度額
ア	66万4千円以上 （特別職 83万円以上）	252,600円＋（医療費－842,000）×1% 【140,100円】
イ	42万4千円以上 66万4千円未満 （特別職 53万円以上 83万円未満）	167,400円＋（医療費－558,000）×1% 【93,000円】
ウ	22万4千円以上 42万4千円未満 （特別職 28万円以上 53万円未満）	80,100円＋（医療費－267,000）×1% 【44,400円】
エ	22万4千円未満 （特別職 28万円未満）	57,600円 【44,400円】
オ	住民税非課税	35,400円 【24,600円】

※【 】は、過去12か月以内に高額療養費が給付された月数が3か月以上ある場合の自己負担限度額

高額療養費等の給付の例

●給料月額22万3千円の組合員がA病院で1ヶ月100万円医療費がかかった場合

共済組合負担分 700,000円（医療費の7割）

自己負担分 300,000円（医療費の3割）

【平成26年12月まで】

自己負担限度額計算

$80,100 + (1,000,000 - 267,000) \times 1\% = 87,430$ （自己負担限度額）

高額療養費計算

$300,000$ （自己負担分） $- 87,430$ （自己負担限度額） $= 212,570$ （高額療養費）

附加給付計算（100円未満切捨て）

$87,430$ （自己負担限度額） $- 25,000 = 62,430 \rightarrow 62,400$ （附加給付）

<最終給付額>

高額療養費 212,570円

附加給付 62,400円

合計 274,970円

【平成27年1月から】

自己負担限度額

57,600（自己負担限度額）

高額療養費計算

$300,000$ （自己負担分） $- 57,600$ （自己負担限度額） $= 242,400$ （高額療養費）

附加給付計算（100円未満切捨て）

$57,600$ （自己負担限度額） $- 25,000 = 32,600$ （附加給付）

<最終給付額>

高額療養費 242,400円

附加給付 32,600円

合計 275,000円

※最終給付額の100円未満については制度改正前と増減が発生する場合があります。

出産費（家族出産費）の変更について

現在、組合員または被扶養者が産科医療補償制度に加入する医療機関等において出産した場合には、39万円に3万円を加算した額（42万円）が出産費（家族出産費）として支給されています。

平成27年1月1日以降、産科医療補償制度の掛金が16,000円となり、出産費（家族出産費）が引き上げられ404,000円となります。

1. 平成26年12月31日までに出産された場合

出産費 39万円 + 産科医療補償制度 3万円 = 42万円

2. 平成27年1月1日以降に出産された場合

出産費 40万4千円 + 産科医療補償制度 1万6千円 = 42万円

※給付額及び手続きについては従来どおりとなり、変更ありません。

【問合せ先】

公立学校共済組合高知支部
共済班 短期給付担当